

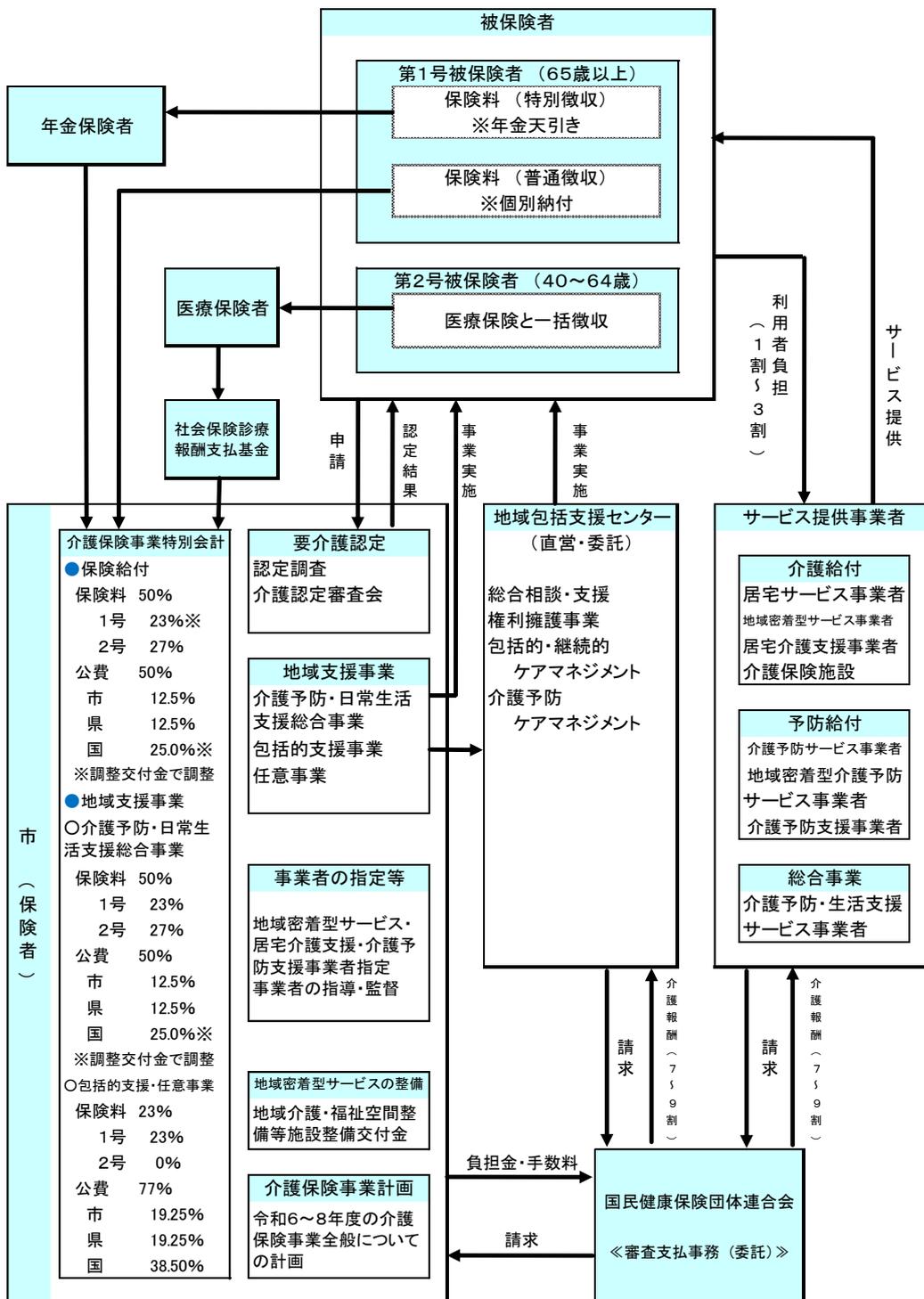
第5 介 護 保 険

1 介護保険制度の目的としくみ

介護保険は、介護を要する状態になっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、必要な介護サービスが総合的・一体的に提供される制度である。介護の問題は、誰にでも起こり得る切実なことであり、自己責任の原則と社会連帯の精神にもとづき、40歳以上の全国民で公平に制度を支えている。

介護サービスを利用するためには介護認定を受け、利用の際には費用の一部（1割から3割）を負担するしくみとなっている。

費用負担のしくみ（令和6年度～令和8年度）



2 被保険者と要介護認定

1 被保険者数

介護保険の被保険者（加入する人）は、40歳以上の人

（単位：人）

区 分 \ 年 度	令和4年度 4月1日現在	令和5年度 4月1日現在	令和6年度 4月1日現在
総 人 口	250,030	248,368	247,121
40歳以上	157,640 (63.0%)	157,512 (63.4%)	157,561 (63.8%)
40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	86,767 (34.7%)	86,336 (34.8%)	86,148 (34.9%)
65歳以上 (第1号被保険者)	70,873 (28.3%)	71,176 (28.7%)	71,413 (28.9%)

2 要介護認定

(1) 介護認定審査会

介護保険法第14条に基づき、要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うため、市の附属機関として設置

(2) 審査会委員数及び任期

医療関係60名、福祉関係34名、保健関係20名の計114名

任期は3年（令和5年4月1日～令和8年3月31日）

(3) 介護認定審査の実施状況

申請状況

（単位：件）

区 分 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新 規	2,631	2,802	2,973
更 新	4,842	4,706	3,527
変 更	1,320	1,395	1,529
計	8,793	8,903	8,029

※ 「更新」は、認定の有効期間を継続するために行う更新の申請
「変更」は、身体等の状況変化により有効期間の途中で行う申請

審査判定状況

(単位：件)

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
非該当	102	83	74
要支援1	802	788	806
要支援2	1,381	1,268	1,245
要介護1	1,631	1,651	1,675
要介護2	1,398	1,415	1,299
要介護3	1,059	1,087	916
要介護4	1,150	1,201	1,090
要介護5	792	931	841
計	8,315	8,424	7,946
審査会回数	224回	227回	216回

要介護認定状況 <各年度3月末日現在>

(単位：人)

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	1,021	1,054	1,156
要支援2	1,809	1,867	1,924
要介護1	2,319	2,361	2,478
要介護2	2,029	2,029	2,057
要介護3	1,560	1,450	1,420
要介護4	1,467	1,477	1,516
要介護5	875	981	950
計	11,080	11,219	11,501

3 保険給付

1 介護サービスの利用

(1) サービスの利用実績

※各サービスには介護予防分含む。

種別	サービスの種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	利用実績 (日数・回数)	件数	利用実績 (日数・回数)	件数	利用実績 (日数・回数)
居宅サービス	訪問介護	16,498	265,000	17,127	278,044	17,403	292,141
	訪問入浴介護	1,884	9,590	1,945	10,284	1,900	10,084
	訪問看護	8,564	45,242	8,944	46,707	9,572	52,080
	訪問リハビリテーション	1,020	5,528	1,331	7,475	1,577	8,098
	通所介護	29,066	337,653	30,393	347,195	30,929	358,394
	通所リハビリテーション	11,316	95,646	10,343	85,553	10,248	85,620
	福祉用具貸与	58,963	1,729,786	61,686	1,807,692	62,592	1,841,244
	短期入所生活介護	8,816	76,268	8,629	72,147	9,148	73,397
	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	605	3,062	574	2,736	467	2,437
	短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	0	0	0	0	0	0
	居宅療養管理指導	27,105	50,242	31,798	60,544	36,083	72,400
	特定施設入居者生活介護	5,639	165,110	6,053	178,687	6,292	197,172
	居宅介護(介護予防)支援	75,093		77,491		78,756	
	福祉用具購入費	743		739		710	
	住宅改修費	846		783		903	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	9,313	98,821	9,203	92,518	9,420	96,949
	認知症対応型通所介護	1,269	17,303	1,265	16,639	1,382	18,624
	小規模多機能型居宅介護	4,190	92,145	4,001	86,407	3,791	82,797
	認知症対応型共同生活介護	3,633	107,526	3,635	107,367	3,765	112,529
	地域密着型特定施設入居者生活介護	885	25,570	571	17,634	581	17,078
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,594	76,750	2,703	80,849	2,720	86,276
	看護小規模多機能型居宅介護	1,322	32,836	1,343	31,035	1,236	28,010
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	321	9,598	348	10,178	348	10,025
施設サービス	介護老人福祉施設	9,869	297,672	9,792	289,424	9,909	296,214
	介護老人保健施設	7,638	220,949	7,090	204,511	7,087	205,003
	介護療養型医療施設	10	294	6	141	1	28
	介護医療院	243	6,957	848	25,375	917	26,583

※ 施設サービスは特定診療費等分を除く。

(2) サービスの内容

種別	サービスの種類	内 容
居宅サービス	訪問介護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行うサービス。
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	寝たきりの高齢者などの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行うサービス。
	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら病状を観察したり、床ずれの手当てなどを行うサービス。
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービス。
	通所介護	デイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けるサービス。
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士などによる生活機能の維持向上のためのリハビリテーションを受けるサービス。
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	車いすや特殊寝台など日常生活の自立を助ける用具を貸与するサービス。
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期間、介護老人福祉施設などに宿泊しながら、日常生活上の介護や機能訓練などを受けるサービス。
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	短期間、介護老人保健施設などに宿泊しながら、医療上のケアを含む介護や機能訓練などを受けるサービス。
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービス。
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの施設で、食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービス。
	居宅介護支援 介護予防支援	居宅サービスの内容についてサービスを利用する高齢者及び家族と相談し、ケアプランの作成などを行うサービス。
	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	日常生活の自立を助けるために、入浴用いすなどを購入した際の費用を支給。支給限度額 1年度 10万円
	住宅改修費 介護予防住宅改修費	手すりを付けたり、段差の解消などの小規模な改修を行った場合、その費用を支給。支給限度基準額 1人につき原則 20万円。
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	夜間において安心して生活が送れるよう、夜間の定期的な巡回または随時の通報により、訪問介護員などが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助などの日常生活上の世話や、緊急時の対応などを行うサービス。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら提供するサービス。
	地域密着型通所介護	利用定員 19人未満の小規模なデイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けるサービス。
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が、デイサービスセンターに通い、食事や入浴の提供、生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けるサービス。
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービス。
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービス。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員 29人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者が受ける入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談と助言その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などのサービス。

【第5 介護保険】

種別	サービスの種類	内 容
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下）に入所する要介護者が受ける入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などのサービス。
	看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせた一体型のサービス。
施設サービス	介護老人福祉施設	食事や排泄などで常に介護が必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所し、食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービス。
	介護老人保健施設	病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な高齢者が入所し、医学的な管理のもとにおける介護や機能訓練などを受けるサービス。
	介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者が入院し、医療や療養上の管理、看護、機能訓練などを受けるサービス。
	介護医療院	主に長期の療養を必要とする高齢者が入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとにおける介護や機能訓練、日常生活の支援を受けるサービス。

(3) 介護保険サービス提供事業所数（市内）

（注）介護予防事業所数は計上していない

区 分		令和5年4月	令和6年4月	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	民間企業	NPO法人	その他※1
		居宅介護支援事業所	69	67	14	1	8	41	1
居宅サービス	訪問介護	47	46	3	1	1	37	2	2
	訪問入浴	2	2				2		
	訪問看護※2	24	26			6	17		3
	訪問リハビリテーション※2	4	4	1		3			
	通所介護	52	54	16	1	4	33		
	通所リハビリテーション※2	13	10	1		7			2
	短期入所生活介護	20	20	18		1	1		
	短期入所療養介護※2	6	6	1		4			1
	特定施設入居者生活介護	10	10	2		2	6		
福祉用具貸与	13	14				14			
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	35	37	2			33	2	
	認知症対応型通所介護	10	10	7			3		
	小規模多機能型居宅介護	20	20	5		4	5	6	
	認知症対応型共同生活介護	31	31	4		7	12	6	2
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	2					
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	9	9					
	看護小規模多機能型居宅介護	5	5	1		2	2		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1				1			
施設サービス	介護老人福祉施設	11	11	11					
	介護老人保健施設	6	6	1		4			1
	介護医療院	1	1			1			
計		391	392	98	3	54	207	17	13

※1 「その他」は、市、一般財団法人、公益社団法人等 ※2 サービス提供実績のある医療法人を含む。

2 サービス利用料の軽減

介護保険のサービスは、原則として保険対象サービス費用の1割から3割を利用者が負担するが、利用者の負担額が著しく高額となった場合や、市民税非課税世帯等の低所得者の利用者については負担を軽減するため、次のような制度がある。

(1) 高額介護（介護予防）サービス費

介護保険サービスを利用した際に支払う自己負担額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合に、その超えた分が申請により払い戻される。

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用件数	31,699件	31,500件	32,698件

(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

同じ世帯で、1年間（8月1日～翌年7月31日）に、医療費と介護（介護予防）サービス費の両方の自己負担額が高額となったときには、それぞれの自己負担額を合算し、その額が所得区分ごとの負担限度額を超えた場合には、その超えた分が申請により払い戻される。

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
該当者	1,874人	1,859人	1,945人

(3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

市民税非課税世帯等の低所得者で申請により認定を受けた人が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合、その食費・居住費（滞在費）の負担額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合に、超えた分の額が支給される。

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者（認定証交付者数）	1,377人	1,315人	1,317人

(4) 社会福祉法人等利用者負担軽減制度

市民税非課税世帯等の低所得者のうち一定の基準を満たし生計困難と認められた人が、社会福祉法人等の経営する事業所のサービスを利用する際に、利用者負担（1割負担と食費・居住費）の原則1/4を軽減する。

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者（軽減確認証交付者数）	188人	195人	184人

3 介護保険制度の趣旨普及

市政いきいき講座等の開催状況

区分	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
各団体からの依頼		1	16	0	0	0	0
市政いきいき講座等		0	0	0	0	1	61
介護保険制度説明会		—	—	—	—	—	—
合 計		1	16	0	0	1	61

4 苦情相談等の状況

介護保険課に寄せられた介護サービス事業者に対する利用者からの苦情

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
説明・情報不足	18	6	2
従業者の態度	11	7	6
サービス量の不足	3	3	1
質の低いサービス	3	4	2
手続方法が不明	0	0	0
権利侵害	0	4	3
被害・損害	3	0	2
料金が低い	0	2	1
その他	2	0	0
合 計	40	26	17

5 介護保険料

(1) 保険料

① 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

第9期介護保険料（令和6年度～令和8年度）は、富士市で必要と見込まれる介護保険サービスに係る費用の総額に、第1号被保険者の負担割合（23%）を掛け、富士市の第1号被保険者数で除した金額が「基準額」となる。その上で、第1号被保険者の負担能力に応じた細かい保険料段階を設定している。また、介護給付費準備基金を取り崩し、保険料の上昇を抑制している。

第9期 保険料	対 象 区 分			保険料率	年額
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者			基準額 ×0.285	19,836円
	本人が市民 税非課税者	世帯員全員 が市民税非 課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人		
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超120万円以下の人					
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円超の人					
同じ世帯に 市民税課税 者がいる人		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.85	59,160円	
		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超の人	基準額	69,600円	
第6段階	本人が市民税課税者	本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額 ×1.13	78,648円	
第7段階		本人の前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	90,480円	
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.55	107,880円	
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.70	118,320円	
第10段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.10	146,160円	
第11段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上1,020万円未満の人	基準額 ×2.25	156,600円	
第12段階		本人の前年の合計所得金額が1,020万円以上1,520万円未満の人	基準額 ×2.45	170,520円	
第13段階		本人の前年の合計所得金額が1,520万円以上の人	基準額 ×2.70	187,920円	

※ 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額(第1段階から第5段階については、平成30年度税制改正による影響を調整した額)のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、介護保険料の算定には長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います。

② 40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険者が、総報酬割に応じた介護納付金を納付する。

(H29～H30 : 1/2、H31 : 3/4、R2～ : 10/10)

(2) 保険料収納率

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料収納率

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現 年 度	特別徴収分	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	普通徴収分	93.04%	93.82%	94.95%	96.11%
滞 納 繰 越 分		38.18%	35.32%	35.42%	45.37%
合 計		98.84%	99.01%	99.23%	99.46%

6 介護保険運営協議会

介護保険に関する施策の立案、実施及び評価について協議することを目的として介護保険運営協議会を設置。

〔委員数〕 16人（令和3～5年度）

- 内訳
- ・ 被保険者を代表する者 5人
 - ・ 介護給付等対象サービスを行う事業者を代表する者 3人
 - ・ 被用者保険等保険者を代表する者 2人
 - ・ 保健、医療、福祉に関する学識経験を有する者 5人
 - ・ その他市長が必要と認める者 1人

〔開催数〕 7回

〔協議内容〕 次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ほか

7 地域密着型サービス運営協議会

地域密着型サービス事業者の指定、地域密着型サービスの基準及び報酬に関することについて協議することを目的として協議会を設置。

〔委員数〕 10人（令和4～5年度）

- 内訳
- ・ 介護保険の被保険者 2人
 - ・ 介護サービス又は介護予防サービスの利用者 1人
 - ・ 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者の代表者 2人
 - ・ 職能団体等の代表者 4人
 - ・ 地域密着型サービスに関し知識経験を有する者 1人

〔開催数〕 6回

〔協議内容〕 地域密着型サービス事業者の指定・指定更新 18件

4 地域支援事業

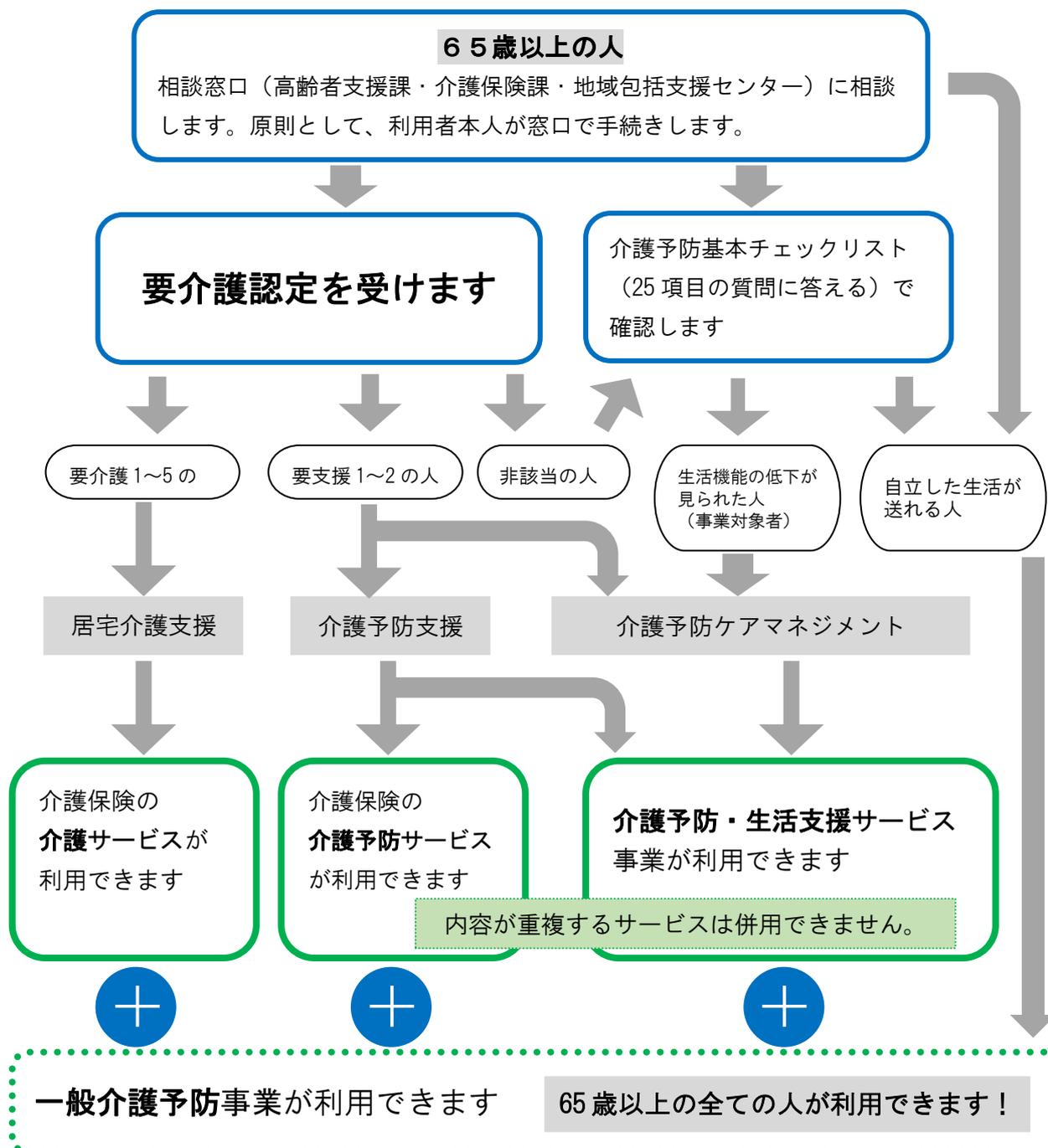
1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 目的としくみ

介護予防・日常生活支援総合事業は、住民主体の多様なサービスや、要支援者などが選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図るものです。また、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進を目的としています。

介護予防・日常生活支援総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

総合事業利用までの流れ（平成28年4月1日～）



※事業対象者になったあとや、総合事業のサービスを利用したあとでも、要介護認定の申請をすることができます。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

① 対象者

- ・ 65歳以上の要支援認定者若しくは、介護予防基本チェックリスト該当者
- ・ 40～64歳の要支援認定者

認定状況

(単位：人)

区分	年度	令和6年（令和6年4月1日現在）		
		男性	女性	計
事業対象者		230	566	796
要支援 1		350	806	1,156
要支援 2		610	1,314	1,924
計		1,190	2,686	3,876

② 利用実績

サービス種別	サービスの種類	令和5年度		
		件数	利用実績 (日数・回数)	
訪問型	介護予防訪問介護相当・健康づくりヘルパー	6,742	44,110	
	短期集中型訪問指導 ※	運動	9	38
		口腔	5	13
		栄養	5	13
通所型	介護予防通所介護相当	15,930	97,740	
	健康づくりデイサービス ※	2,640	9,748	
ケアマネジメント	ケアマネジメント	12,877		

件数は毎月の利用実人数の年間合計。

R5.3月～R6.2月実績。※は委託によるためR5.4月～R6.3月実績。

③ サービスの内容

種別	サービスの種類	内 容
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行うサービス
	健康づくりヘルパー（訪問型サービスA）	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行うサービス
	短期集中型訪問指導	保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士などが自宅を訪問し、運動機能向上、口腔機能向上、栄養の改善等を通じて体力改善や生活改善に向けた指導を行うサービス
通所型サービス	介護予防通所介護相当	デイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けるサービス
	健康づくりデイサービス（通所型サービスA）	デイサービスセンターに通い、生活機能の維持向上のための機能訓練やレクリエーション、趣味活動などを受けるサービス
介護予防ケアマネジメント		居宅サービスの内容についてサービスを利用する高齢者及び家族と相談し、ケアプランの作成などを行うサービス
介護予防ケアマネジメントA		介護予防訪問・通所介護相当等、介護予防支援と同様様式を使用したケアマネジメント
介護予防ケアマネジメントB		訪問型・通所型サービスAに伴う、緩和されたケアマネジメント
介護予防ケアマネジメントC		食の自立支援サービスのみを利用する際の、初回1回のみのケアマネジメント

④ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス提供事業所数（市内）

区 分		令和6年3月	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	民間企業	NPO	その他※
訪問型	介護予防訪問介護相当	39	3	1	1	30	2	2
	健康づくりヘルパー	13	2	1	0	7	1	2
通所型	介護予防通所介護相当	79	18	1	4	54	2	0
	健康づくりデイサービス	21	11	3	2	3	2	0
介護予防ケアマネジメント		9	8	0	0	0	0	1

※「その他」は、一般財団法人、公益社団法人等

⑤ サービス利用料の軽減

介護予防・日常生活支援総合事業は、原則として対象サービス費用の1割から3割を利用者が負担するが、利用者の負担額が著しく高額となった場合や、市民税非課税世帯等の低所得者の利用者については負担を軽減するため、介護保険サービスと同様に次のような制度がある。

ア 高額介護予防サービス費相当事業

介護保険サービスを利用した際に支払う自己負担額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、その超えた分が申請により高額介護（介護予防）サービス費から払い戻される。

その調整後の自己負担額の残額と介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際に支払う自己負担額を加えた額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、その超えた分が申請により高額介護予防サービス費相当事業から払い戻される。

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用件数	212件	235件	260件

イ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業

同じ世帯で、1年間（8月1日～翌年7月31日）に、医療費と介護（介護予防）サービス費の両方の自己負担額が高額となったときには、それぞれの自己負担額を合算し、その額が所得区分ごとの負担限度額を超えた場合には、その超えた分が申請により高額医療合算介護（介護予防）サービス費から払い戻される。

その調整後の自己負担額の残額と介護予防・日常生活支援総合事業の自己負担額を加えた額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、その超えた分が申請により高額医療合算介護予防サービス費相当事業から払い戻される。

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	44件	50件	53件

(3) 一般介護予防事業

介護予防普及啓発事業

介護予防教室

事業名	内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
脳健康教室	認知症についての正しい知識の習得・脳の活性化を図るためのゲームや脳いきいき体操・作品作り等	教室数	8教室	8教室	8教室
		回数	78回	80回	80回
		実人数	100人	86人	116人
		延人数	801人	723人	1,021人
		1教室あたり参加者数	12.5人	10.8人	14.5人
		1教室あたり参加率	82.2%	84.1%	88.0%
栄養満点教室	講話と実技、調理実習、低栄養予防、運動、口腔衛生についての知識・技術を得る。	教室数	1教室	2教室	2教室
		回数	4回	4回	4回
		実人数	15人	36人	19人
		延人数	55人	57人	23人
		1教室あたり参加者数	15人	18人	9.5人
		1教室あたり参加率	91.7%	79.2%	60.5%

介護予防教室

事業名	内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
脳いきいき教室	介護予防の必要性、転倒予防、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防等についての講話と実技 (1教室：1～3回)	教室数	16 教室	24 教室	21 教室
		回数	16 回	24 回	21 回
		実人数	223 人	375 人	346 人
		延人数	223 人	375 人	346 人
		1 教室あたり参加者数	13.9 人	15.6 人	16.5 人
地域包括支援センター介護予防教室	地域包括支援センター主催で、10人程度を1教室として、介護予防教室や介護予防の普及啓発教室等を行う。 (1教室3～4回)	教室数	22 教室	32 教室	36 教室
		回数	65 回	105 回	111 回
		実人数	258 人	398 人	471 人
		延人数	642 人	1,029 人	1,123 人
		1 教室あたり参加者数	11.7 人	12.4 人	13.1 人

自主グループによる介護予防教室

事業名	内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
脳の健康教室OB会	介護予防サポーター主催で、脳の健康教室参加後も引き続き、軽度の体操・ストレッチ、歌、ゲーム、調理実習を行う。 (1教室：概ね月1～2回)	教室	4 教室	4 教室	3 教室
		回数	48 回	61 回	58 回
		実人数	42 人	65 人	35 人
		延人数	485 人	886 人	541 人
		1 教室あたり参加者数	14 人	16.3 人	11.7 人
		サポーター実人数	4 人	5 人	4 人
		サポーター延人数	63 人	83 人	48 人
ご近所さんの運動教室	介護予防サポーター主催で、歩いて通える会場での運動教室 (1教室：概ね月3回)	教室数	60 教室	70 教室	72 教室
		回数	1,228 回	1,642 回	1,753 回
		実人数	676 人	848 人	810 人
		延人数	9,532 人	12,944 人	15,196 人
		1 教室あたり参加者数	11.2 人	12.1 人	11.3 人
		サポーター実人数	74 人	86 人	91 人
		サポーター延人数	1,734 人	2,284 人	2,522 人
ご近所さんの料理教室	介護予防サポーター主催の料理教室	教室数	2 教室	2 教室	2 教室
		回数	4 回	12 回	12 回
		実人数	7 人	7 人	7 人
		延人数	28 人	60 人	84 人
		1 教室あたり参加者数	3.5 人	3.5 人	3.5 人
		サポーター実人数	2 人	2 人	2 人
		サポーター延人数	28 人	12 人	12 人

介護予防サポーター養成・現任研修

事業名	内 容		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サポーター養成講座	介護予防の取り組みを地域に広めたいという意思のある人に対し、必要な知識と技術の習得を図り、介護予防事業等のボランティアとして活動できる人材に育成する。	回 数	4回	4回	4回
		実人数	9人	21人	20人
		延人数	34人	79人	74人
介護予防サポーター現任研修	介護予防サポーター（ご近所の高齢者向け運動指導者）がより実践的な技術を習得し主体的に活動ができるように育成する。	回 数	2回	2回	2回
		実人数	35人	41人	47人
		延人数	37人	52人	68人
介護予防交流会・全体会	介護予防についてより深く理解し、介護予防を目的とした健康づくり・地域づくりを進めていくための指導者同士の交流会。	回 数	1回	1回	1回
		実人数	38人	34人	31人
生活・介護支援サポーター養成講座	市主体で、地域において高齢者の生活支援・介護活動を行うための人材育成をする。	回 数	—	5回	5回
		実人数	—	16人	7人
		延人数	—	80人	33人
生活支援サポーター養成講座	地域主体で、その地域の高齢者の生活支援活動を行うための人材を育成する。	回 数	1回	3回	6回
		実人数	19人	44人	101人
		延人数	19人	44人	101人
生活・介護支援サポーター現任研修	生活・介護支援サポーターがより実践的な技術を習得し主体的に活動ができるように育成する。	回 数	2回	3回	3回
		実人数	37人	27人	25人
		延人数	54人	36人	40人
ご近所さんの料理教室指導者養成講座	栄養改善を通じて、介護予防の取り組みを地域に広めたいという意思のある人に対し必要な知識と技術の習得を図り、介護予防事業等のボランティアとして活動できる人材に育成する。	回 数	2回	4回	4回
		実人数	11人	9人	6人
		延人数	22人	28人	23人

介護予防に関する健康教育等

事業名	内 容		令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康まつり参加	フレイル予防（イレブンチェック、内転筋測定、血流測定他）	回 数	中止	中止	廃止
		実人数			
高齢者学級・健康教育	介護予防についての講話等（市政いきいき講座・出前講座）	回 数	151回	171回	145回
		実人数	1,362人	1,707人	2,096人
健康づくりヘルパー事業従事者養成研修	事業対象者への生活支援及び自立生活支援のための見守りの援助を実施するヘルパー養成のための研修	回 数	4回	4回	4回
		実人数	4人	5人	6人
健康づくりデイサービス・生きがいデイサービス従事者研修	健康づくりデイサービス従事者が参加者に質の高いサービスを提供し、介護予防をより効果的に実施できるようにする。	回 数	3回	3回	3回
		実人数	36人	29人	26人
健康づくりデイトレーニング従事者研修	健康づくりデイトレーニング従事者が参加者に質の高いサービスを提供し、介護予防をより効果的に実施できるようにする。	回 数	/	/	3回
		実人数			25人

2 包括的支援事業（地域包括支援センター事業）

地域住民の保健医療の向上と福祉の推進を包括的に支援することを目的に設置。

- ・ 総合相談・支援やその他の必要なサービスとの連携
- ・ 介護予防ケアマネジメントの実施
- ・ 包括的、継続的ケアマネジメントの実施
- ・ 高齢者虐待防止のための相談や権利擁護

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

① 地域包括支援センターにおける相談

- ※ 令和元年度までは新規ケースのみを実績とし、1ケースを1つの相談回数として処理していたが、令和2年度からは、1ケースあたり複数回対応した場合に、対応回数を実績とすることとした。また、同ケースで相談内容が異なる場合も、相談回数を分けて実績とすることとした。
- ※ 令和3年度から見守り訪問回数に継続訪問回数を加えて集計することとしたため、令和元年度、令和2年度の実績も同様に修正した。

相談方法

(単位：人)

センター 相談方法	高齢者			東部			吉原中部			北部		
	R3	R4	R5									
来所	450	419	455	264	210	180	163	212	172	222	289	365
電話	1,357	1,319	1,754	1,521	1,391	1,250	835	1,085	862	793	633	699
移動出張 相談	0	0	0	149	172	132	3	0	0	1	10	3
SNS等	2	6	12	25	3	10	1	4	3	6	7	5
見守り訪問・継続訪問	218	199	242	616	383	287	334	337	248	729	1,093	1,120
訪問指導	141	188	273	286	241	234	368	395	248	340	440	519
合計	2,168	2,131	2,736	2,861	2,400	2,093	1,704	2,033	1,533	2,091	2,472	2,711

センター 相談方法	鷹岡			吉原西部			富士北部			富士南部		
	R3	R4	R5									
来所	313	322	394	245	234	187	324	323	368	371	400	347
電話	1,075	1,595	2,310	2,240	1,725	1,537	1,804	2,744	4,396	1,652	2,484	2,880
移動出張 相談	14	25	22	37	7	3	1	0	2	41	2	15
SNS等	10	3	9	65	44	3	8	25	54	8	6	1
見守り訪問・継続訪問	1,113	1,490	1,442	686	546	806	848	1,240	1,170	750	1,436	1,561
訪問指導	459	618	484	316	321	450	567	730	835	597	980	1,060
合計	2,984	4,053	4,661	3,589	2,877	2,986	3,552	5,062	6,825	3,419	5,308	5,864

センター 相談方法	富士川			合計		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
来所	220	232	282	2,572	2,641	2,750
電話	863	887	1,934	12,140	13,863	17,622
移動出張 相談	1	27	6	247	243	183
SNS等	4	3	22	129	101	119
見守り訪問・継続訪問	274	214	593	5,568	6,938	7,469
訪問指導	250	222	8	3,324	4,135	4,111
合計	1,612	1,585	2,845	23,980	27,921	32,254

相談者

(単位：人)

センター 相談者	高齢者			東部			吉原中部			北部		
	R3	R4	R5									
本人	282	315	457	604	547	459	154	214	142	223	308	363
家族・親族	391	421	511	875	633	613	521	722	539	584	588	740
知人・友人	42	36	47	45	34	25	31	28	10	25	28	35
民生・児童委員	8	7	14	69	70	82	93	84	62	38	61	60
医療機関	91	124	93	236	201	178	114	190	146	138	137	127
行政機関	31	83	69	87	65	54	86	96	105	77	52	48
介護支援専門員	40	36	86	290	315	249	247	216	168	167	114	149
介護保険サービス事業所	47	65	94	102	94	78	82	87	55	42	54	39
高齢者地域支援窓口	2	14	2	13	1	0	29	19	6	17	6	4
警察	46	42	40	11	7	8	4	6	6	12	4	2
関係委員	1,017	867	1,068	35	39	53	8	29	43	37	20	20
障害福祉関係機関	4	1	13	14	11	7	1	5	3	2	7	4
合計	2,001	2,011	2,494	2,381	2,017	1,806	1,370	1,696	1,285	1,362	1,379	1,591

センター 相談者	鷹岡			吉原西部			富士北部			富士南部		
	R3	R4	R5									
本人	477	761	760	537	447	268	784	968	1,443	634	735	689
家族・親族	650	706	914	940	617	1,057	911	1,265	1,541	808	997	1,130
知人・友人	38	13	8	55	46	22	53	72	103	67	79	81
民生・児童委員	56	76	61	118	84	54	87	88	158	111	176	210
医療機関	140	170	199	303	230	202	281	406	521	221	267	403
行政機関	123	166	130	338	246	66	131	291	437	213	261	466
介護支援専門員	341	455	746	526	359	300	364	546	959	414	864	708
介護保険サービス事業所	64	112	300	155	93	22	58	99	252	59	132	200
高齢者地域支援窓口	1	2	5	11	6	1	23	36	20	11	7	11
警察	11	10	6	13	14	5	6	27	22	10	7	29
関係委員	76	89	75	221	186	181	81	90	172	112	297	320
障害福祉関係機関	2	9	15	7	3	2	14	20	27	11	50	56
合計	1,979	2,569	3,219	3,224	2,331	2,180	2,793	3,908	5,655	2,671	3,872	4,303

センター 相談者	富士川			合計		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
本人	290	248	202	3,985	4,543	4,783
家族・親族	603	642	767	6,283	6,591	7,812
知人・友人	31	24	88	387	360	419
民生・児童委員	49	123	137	629	769	838
医療機関	171	125	267	1,695	1,850	2,136
行政機関	37	47	190	1,123	1,307	1,565
介護支援専門員	210	136	421	2,599	3,041	3,786
介護保険サービス事業所	28	34	113	637	770	1,153
高齢者地域支援窓口	5	1	4	112	92	53
警察	11	11	4	124	128	122
関係委員	12	34	59	1,599	1,651	1,991
障害福祉関係機関	3	5	0	58	111	127
合計	1,450	1,430	2,252	19,231	21,213	24,785

※ 相談方法別の件数より相談者・相談内容の実績数が下回るのは、相談件数に継続訪問実績も含めることとしたため。(相談者1に対し、継続訪問は数回行われる)

【第5 介護保険】

相談内容

※ 令和3年度より、相談内容の中に「苦情に関すること」を含めることとした。(単位：人)

センター 相談内容	高齢者			東部			吉原中部			北部		
	R3	R4	R5									
介護相談（介護方法等）	84	143	145	7	7	0	400	285	281	114	266	255
介護予防事業について	66	135	97	51	63	35	34	47	18	57	79	103
介護保険について	176	169	324	1,323	1,329	1,153	704	902	733	675	467	515
生活全般に関すること	1,262	1,088	1,175	479	393	415	460	604	430	455	373	446
保健・医療相談	49	109	127	684	705	668	142	187	120	213	165	171
福祉サービスについて	11	12	71	94	61	52	29	48	91	76	55	115
権利擁護・消費者被害の相談	54	48	90	66	31	32	16	37	16	17	19	22
虐待相談	83	156	241	89	60	51	8	42	16	33	42	31
認知症	192	155	292	152	128	152	184	119	66	150	129	137
苦情に関すること	27	23	50	19	8	7	8	1	9	8	10	10
その他	8	23	34	81	28	37	134	97	40	14	20	13
合計	2,012	2,061	2,646	3,045	2,813	2,602	2,119	2,369	1,820	1,812	1,625	1,818

センター 相談内容	鷹岡			吉原西部			富士北部			富士南部		
	R3	R4	R5									
介護相談（介護方法等）	314	435	561	317	161	160	303	370	432	337	267	241
介護予防事業について	70	193	200	300	187	69	305	290	175	302	255	241
介護保険について	650	951	1,261	1,218	792	1,061	1,081	1,759	2,666	1,209	1,608	1,685
生活全般に関すること	437	596	678	527	534	456	494	1,133	1,634	738	891	1,081
保健・医療相談	190	297	201	228	163	125	453	695	1,256	408	436	602
福祉サービスについて	82	150	108	82	48	31	293	97	319	202	180	178
権利擁護・消費者被害の相談	21	16	7	14	37	12	36	57	62	40	32	58
虐待相談	8	43	47	43	53	23	30	96	204	51	67	96
認知症	36	33	61	197	113	165	504	531	741	161	183	262
苦情に関すること	10	3	5	14	6	1	33	2	8	2	1	3
その他	150	121	202	393	365	136	335	328	292	695	951	965
合計	1,968	2,838	3,331	3,333	2,459	2,239	3,867	5,358	7,789	4,145	4,871	5,412

センター 相談内容	富士川			合計		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
介護相談（介護方法等）	63	83	156	1,939	2,017	2,231
介護予防事業について	32	19	116	1,217	1,268	1,054
介護保険について	695	668	1,409	7,731	8,645	10,807
生活全般に関すること	198	267	643	5,050	5,879	6,958
保健・医療相談	88	90	105	2,455	2,847	3,375
福祉サービスについて	129	107	156	998	758	1,121
権利擁護・消費者被害の相談	12	4	64	276	281	363
虐待相談	14	8	120	359	567	829
認知症	97	117	369	1,673	1,508	2,245
苦情に関すること	4	4	18	125	58	111
その他	178	113	84	1,988	2,046	1,803
合計	1,510	1,480	3,240	23,811	25,874	30,897

② 高齢者地域支援窓口事業

地域包括支援センターが持つ機能のうち、総合相談機能の一部を地域に展開し、在宅の要援護となるおそれのある高齢者等に対する相談、その他必要な援助を行うことにより、要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者等が、住み慣れた地域で安心して、自立した生活を継続できるよう支援することを目的とする。市内の在宅介護支援センター等に委託。

＜事業内容＞

ア 地域ネットワークづくり

イ 地域での継続的な見守りが必要な高齢者の実態把握

ウ 相談窓口の設置

- ・ 各地区まちづくりセンター等高齢者が利用しやすい場所を活用して移動相談窓口の設置
- ・ 移動相談窓口設置以外は受託事業所に窓口を設置

エ 総合相談

高齢者地域支援窓口事業実績 窓口別内訳

区分		高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター 岩本園			ヒューマンライフ富士 在宅介護支援センター			在宅介護支援センター ききょう			鑑石園 高齢者地域支援窓口		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5			
地域ケア会議等の参加	参加 (回)	6	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1			
	滞在型 (回)	13	10	12	11	11	7	0	5	0	0	0	11			
地区民児協参加	冒頭型 (回)	4	13	11	0	2	0	8	3	6	11	12	0			
	計	17	23	23	11	13	7	8	8	6	11	12	11			
出前講座の実施	1回目 (回)	5	5	9	5	1	4	2	1	0	10	7	4			
	2回目以降 (回)	10	27	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計	15	32	50	5	1	4	2	1	0	10	7	4			
移動相談の実施 (回)		36	48	46	20	24	24	23	30	35	45	51	32			
関係団体への会議等への参加 (回)		10	9	2	14	10	12	6	0	0	20	19	13			
ネットワーク作りの活動 (回)		27	31	35	29	22	18	1	0	0	96	108	78			
実態把握件数 (件)		18	14	12	15	4	1	4	4	6	3	3	1			
見守り継続支援件数 (件)		19	18	6	10	6	2	2	8	3	6	3	0			

区分		高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター かじま			ヴィラージュ富士 高齢者地域支援窓口			アルクそてつ 高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター はまかぜ		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5			
地域ケア会議等の参加	参加 (回)	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0			
	滞在型 (回)	0	0	0	8	11	11	0	3	0	0	0	0			
地区民児協参加	冒頭型 (回)	15	23	24	0	0	0	7	1	11	6	12	12			
	計	15	23	24	8	11	11	7	4	11	6	12	12			
出前講座の実施	1回目 (回)	1	1	2	0	1	2	0	1	2	0	2	1			
	2回目以降 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計	1	1	2	0	1	2	0	1	2	0	2	1			
移動相談の実施 (回)		22	25	24	0	0	1	28	16	21	0	3	7			
関係団体への会議等への参加 (回)		2	1	4	1	0	1	0	2	8	5	13	12			
ネットワーク作りの活動 (回)		6	4	28	0	1	1	0	4	16	0	2	30			
実態把握件数 (件)		5	2	6	4	4	4	0	1	0	4	5	3			
見守り継続支援件数 (件)		0	1	0	12	8	13	0	0	0	0	0	0			

【第5 介護保険】

高齢者地域支援窓口 区分		わだの里 高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター シャローム富士川			富士市社会福祉協議会 高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター 風の杜		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
地域ケア会議等の参加	参加 (回)	0	0	1	0	1	2	1	1	5	0	0	0
地区民児協参加	滞在型 (回)	5	5	7	3	10	10	1	0	0	3	6	12
	冒頭型 (回)	0	0	0	0	0	0	1	6	9	0	0	0
	計	5	5	7	3	10	10	2	6	9	3	6	12
出前講座の実施	1回目 (回)	1	1	3	1	2	1	0	3	3	0	1	3
	2回目以降 (回)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	計	1	1	3	2	2	1	0	3	3	0	1	5
移動相談の実施	(回)	16	21	23	19	24	24	4	11	27	2	12	24
関係団体への会議等への参加	(回)	3	6	9	4	2	0	0	3	1	1	0	0
ネットワーク作りの活動	(回)	0	11	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実態把握件数	(件)	6	5	6	0	1	1	6	2	4	0	1	2
見守り継続支援件数	(件)	8	14	15	2	1	1	5	3	5	0	0	2

高齢者地域支援窓口 区分		てんま 在宅介護支援センター			合計		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
地域ケア会議等の参加	参加 (回)	—	0	1	10	4	12
地区民児協参加	滞在型 (回)	—	6	12	44	67	82
	冒頭型 (回)	—	0	0	52	72	73
	計	—	6	12	96	139	155
出前講座の実施	1回目 (回)	—	0	1	25	26	36
	2回目以降 (回)	—	0	0	11	27	43
	計	—	0	1	36	53	79
移動相談の実施	(回)	—	14	7	215	279	333
関係団体への会議等への参加	(回)	—	0	12	66	65	66
ネットワーク作りの活動	(回)	—	5	30	159	188	224
実態把握件数	(件)	—	2	3	65	48	49
見守り継続支援件数	(件)	—	0	0	64	62	54

*R3. 10. 1～R4. 3. 31 は 10 箇所+2 か所 計 12 箇所

R4. 10. 1～R5. 3. 31 は 12 箇所+1 か所 計 13 箇所

(2) 介護予防ケアマネジメント業務

要介護状態等になることを予防するため、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うことを目的とする。

ケアプラン作成数

	令和5年度														
	直営					委託					合計				
	介護 予防 支援	介護予防ケア マネジメント			計	介護 予防 支援	介護予防ケア マネジメント			計	介護 予防 支援	介護予防ケア マネジメント			計
		A	B	C			A	B	C			A	B	C	
東 部	141	354	87	2	584	307	545	43	0	895	448	899	130	2	1,479
吉原中部	84	461	183	0	728	260	948	47	0	1,255	344	1,409	230	0	1,983
北 部	34	200	237	0	471	145	971	80	0	1,196	179	1,171	317	0	1,667
鷹 岡	40	215	97	1	353	199	1,176	101	1	1,477	239	1,391	198	2	1,830
吉原西部	42	303	239	1	585	168	1,233	60	0	1,461	210	1,536	299	1	2,046
富士北部	5	68	395	5	473	511	1,556	5	0	2,072	516	1,624	400	5	2,545
富士南部	15	13	10	0	38	328	1,842	389	4	2,563	343	1,855	399	4	2,601
富 士 川	18	111	330	0	459	179	477	29	3	688	197	588	359	3	1,147
高 齢 者	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5
計	384	1,725	1,578	9	3,696	2,097	8,748	754	8	11,607	2,481	10,473	2,332	17	15,303

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく。また地域における連携や協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。

介護支援専門員研修：5講座

(単位：人)

講座名		年度	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			回数	実	延	回数	実	延	回数	実	延
1	基 礎 研 修		動画 12項目	50	102	動画 13項目	84	232	動画 13項目	6	36
2	居 宅 向 け アセスメント力向上研修		4	84	297	6	52	268	5	48	142
3	施 設 向 け アセスメント力向上研修		2	30	60	4	29	89	3	25	67
4	主任介護支援専門研修		6	115	207	3	77	77	4	75	82
5	全 体 会		2	67	77	1	40	40	2	91	124
他	介護支援専門員連絡 協議会合同研修		—	—	—	1	88	88	1	24	24

※ 統計方法を研修項目ごとに変更したため、上記のとおり変更とする。

※ アセスメント力向上研修は居宅・施設に分け、受講者の介護支援専門と指導者の主任介護支援専門を合わせた合計数として掲載する。

※ 主任介護支援専門員研修には、居宅・施設研修における指導者研修、その他主任介護支援専門員の研修の合計数とする。

地域ケア会議

年 度		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
地域包括支援センター	種類	回数	人数	職種	回数	人数	職種	回数	人数	職種
東 部	個別	14	114	64	7	53	30	6	52	31
	地域	1	10	5	1	15	3	2	59	14
吉原中部	個別	8	51	39	13	92	63	8	71	34
	地域	5	136	15	3	81	14	4	133	18
北 部	個別	14	73	58	23	144	100	30	166	122
	地域	4	145	36	3	111	24	10	365	80
鷹 岡	個別	19	119	92	17	114	73	13	91	53
	地域	2	58	16	4	174	41	3	137	31
吉原西部	個別	4	26	20	5	30	17	7	45	29
	地域	0	0	0	3	50	17	7	165	49
富士北部	個別	3	21	16	2	10	7	25	166	102
	地域	6	152	39	1	9	5	1	48	8
富士南部	個別	2	17	13	4	35	22	5	36	24
	地域	1	34	11	1	48	10	1	57	5
富 士 川	個別	2	15	11	3	25	12	4	31	19
	地域	0	0	0	1	32	10	2	63	17
高 齢 者	個別	0	0	0	2	38	12	6	144	12
	地域	0	0	0	1	28	8	0	0	0
合計	個別	66	436	313	76	541	336	104	802	426
	地域	19	535	122	18	548	132	30	1,027	222

(4) 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。

① 高齢者虐待防止

(ア) 養護者による虐待への対応状況

地域包括支援センター 相談者		高齢者			東部			吉原中部			北部			鷹岡		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
相談・通報受理件数		0	0	0	21	35	27	9	22	13	20	21	20	8	8	15
相談者 (重複あり)	介護支援専門員	0	0	0	10	15	16	8	18	13	4	7	10	3	2	7
	近隣・知人	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0
	民生・児童委員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	本人	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	1	0	1	0
	家族・親族	0	0	0	6	1	0	0	1	0	1	2	2	1	0	1
	虐待者自身	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	行政機関	0	0	0	2	3	2	0	1	0	4	2	1	3	4	1
	警察署	0	0	0	0	0	0	1	1	0	6	3	1	1	0	0
	その他	0	0	0	1	15	7	0	1	0	0	5	3	0	1	5

※ 高齢者包括への相談・通報は、高齢者包括から委託包括へつなげるため、委託包括が相談・通報受理件数として計上している。

地域包括支援センター 相談者		吉原西部			富士北部			富士南部			富士川			合計		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
相談・通報受理件数		23	17	22	20	21	19	11	12	14	5	6	9	117	142	139
相談者 (重複あり)	介護支援専門員	15	6	13	8	9	8	7	7	8	4	4	3	59	68	78
	近隣・知人	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	2	2	2	7
	民生・児童委員	1	1	0	2	1	0	0	0	0	1	0	2	5	3	2
	本人	1	2	3	0	1	0	0	0	2	0	1	1	4	7	7
	家族・親族	1	3	1	2	0	5	1	1	0	1	0	0	13	8	9
	虐待者自身	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	1
	行政機関	1	3	4	0	4	0	2	4	2	0	0	1	12	21	11
	警察署	4	2	0	6	1	1	1	1	0	0	1	0	19	9	2
	その他	2	5	1	2	6	6	0	0	2	0	4	0	5	37	24

※ 同一案件の相談・通報が複数機関からあった場合、各々計上。

虐待判断結果状況

地域包括支援センター 相談内容		高齢者			東部			吉原中部			北部			鷹岡		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
事実確認の結果	虐待あり	0	0	0	16	23	19	4	11	10	5	11	8	4	1	9
	虐待なし	0	0	0	3	7	5	5	10	2	11	8	7	2	3	5
	判断に至らず	0	0	0	2	5	2	0	1	1	1	2	4	2	4	0
	合計	0	0	0	21	35	26	9	22	13	17	21	19	8	8	14

地域包括支援センター 相談内容		吉原西部			富士北部			富士南部			富士川			合計		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
事実確認の結果	虐待あり	9	10	11	7	9	7	6	3	6	4	4	4	55	72	74
	虐待なし	7	7	7	13	4	12	3	4	5	1	2	4	45	45	47
	判断に至らず	5	0	2	0	8	0	2	5	3	0	0	1	12	25	13
	合計	21	17	20	20	21	19	11	12	14	5	6	9	112	142	134

・虐待の種別

種別	人数（重複あり）		
	R3	R4	R5
身体的	39	43	44
介護放棄	15	29	19
心理的	19	14	22
経済的	5	4	11
性的	0	0	0
合計	78	90	96

・虐待者

虐待者	人数（重複あり）		
	R3	R4	R5
配偶者（夫）	8	11	13
息子	29	36	32
子の配偶（嫁）	1	3	3
娘	11	11	22
配偶者（妻）	3	5	6
孫	3	2	0
子の配偶（婿）	0	0	0
兄弟姉妹	0	3	1
その他	0	1	2
合計	55	72	79

・被虐待者の性別

性別	実人数		
	R3	R4	R5
男性	19	12	13
女性	36	60	61
合計	55	72	74

・分離対応

分離対応	実人数		
	R3	R4	R5
介護保険利用	16	10	10
緊急一時保護	0	1	0
一時入院	4	5	1
アパート入居	0	0	0
老人福祉法に基づく措置	0	0	0
その他	2	2	1
合計	22	18	12

・分離の有無

分離の有無	実人数		
	R3	R4	R5
分離あり	22	18	12
分離なし	25	41	39
調整中	1	2	2
その他	7	11	21
合計	55	72	74

(イ) 施設従事者による虐待への対応状況

		R3	R4	R5
通報・届出受理件数(1事業所につき1件)		12	17	12
通報・届出の時点で虐待ではないと判断した件数(事実確認未実施)		1	3	0
事実確認実施件数		11	14	12
事実確認の結果	虐待あり件数(事業所により複数件あり)	9	2	8
	不適切なケア件数(事業所により複数件あり)	8	3	9
	継続調査中	0	0	0

・虐待の種別(重複あり)

	R3	R4	R5
身体的	2	1	5
介護放棄	5	0	2
心理的	2	1	1
経済的	0	0	0
性的	0	0	0
合計	9	2	8

・虐待が認められた施設の種別

	R3	R4	R5
介護老人保健施設	1	0	0
通所介護事業所	0	0	1
短期入所	1	0	0
住宅型有料老人ホーム	1	0	1
介護付有料老人ホーム	0	0	0
特別養護老人ホーム	1	2	2
グループホーム	0	0	0
サービス付き 高齢者向け住宅	0	0	1
居宅介護支援事業所	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
訪問介護事業所	1	0	1
合計	5	2	6

・不適切なケアの種別(重複あり)

	R3	R4	R5
身体的	2	2	1
介護放棄	2	0	2
心理的	1	1	6
経済的	0	0	0
性的	0	0	0
合計	5	3	9

・不適切なケアが認められた施設の種別

	R3	R4	R5
介護老人保健施設	1	0	0
通所介護事業所	1	0	1
短期入所生活介護	0	1	0
住宅型有料老人ホーム	0	0	0
介護付有料老人ホーム	1	0	0
特別養護老人ホーム	0	2	2
養護老人ホーム	0	0	1
グループホーム	0	0	0
サービス付き 高齢者向け住宅	0	0	1
居宅介護支援事業所	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
訪問介護事業所	0	0	0
合計	3	3	5

ア 高齢者虐待防止ネットワークの構築

「富士市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会」

※令和3年度まで、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会として、虐待の早期発見・早期対応及び防止についての会議を開催していたが、令和4年度からは成年後見制度利用促進計画の実施に伴い、会議名を高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会として、富士市成年後見支援センターの対応実績や受任調整会議等の事例報告等についても協議を行うこととした。

第1回目・ 富士市成年後見制度利用促進計画について

- ・ 令和4年度成年後見制度利用促進事業報告及び令和5年度成年後見制度利用促進事業計画
- ・ 令和4年度富士市高齢者・障害者虐待防止に関する事業報告及び令和5年度富士市高齢者・障害者虐待防止に関する事業計画
- ・ 令和4年度高齢者・障害者虐待対応実績
- ・ 事例検討案件のその後

第2回目・ 令和5年度上半期成年後見利用促進事業報告

- ・ 令和5年度上半期富士市高齢者・障害者虐待防止に関する事業報告及び令和5年度上半期高齢者・障害者虐待対応実績
- ・ 事例検討

イ 高齢者虐待防止普及啓発

講演会 市民向け高齢者虐待防止講演会

「認知症の正しい理解と対応」～思い出メガネからみた世界～

講師 絵本作家 介護福祉士 ないとう ともあき 氏

開催日時 令和5年10月19日（木）13：30～15：00

参加者数 102名

研修会 施設従事者向け高齢者虐待防止研修会

「入所施設従事者から考える高齢者虐待防止について」

講師 高齢者支援課職員 社会福祉士 川村 哲穂

開催日時 令和6年1月26日（金）18：30～20：30

参加者数 30名

② 成年後見制度推進

相談者

地域包括支援センター 相談者		高齢者			東部			吉原中部			北部			鷹岡			吉原西部		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
相談数		43	38	90	36	19	19	14	16	6	14	7	17	21	1	5	5	4	3
相談者 (重複あり)	本人	12	11	26	23	8	12	7	3	3	3	6	4	4	0	2	2	1	2
	親族	15	20	32	21	11	9	2	4	0	5	3	6	9	1	0	1	3	1
	介護支援専門員	1	0	1	4	6	3	6	3	3	5	3	10	4	1	1	3	0	0
	介護保険事業所	6	8	6	4	0	2	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	民生児童委員	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0
	知人・隣人	2	1	2	0	1	1	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	高齢者窓口職員	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行政機関	0	2	5	1	4	0	1	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	医療機関	6	1	6	2	0	1	0	1	0	1	3	1	1	0	0	0	0	0
	警察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	関係委員	12	9	15	0	0	1	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	合計	54	52	93	58	30	32	16	20	14	16	16	22	21	2	5	6	4	3

地域包括支援センター 相談者		富士北部			富士南部			富士川			成年後見支援センター			合計		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
相談数		12	21	37	31	19	15	5	1	5	286	308	283	467	434	480
相談者 (重複あり)	本人	6	25	12	7	3	3	1	0	1	22	27	26	87	84	91
	親族	1	6	16	13	2	4	4	0	2	206	177	144	277	227	214
	介護支援専門員	8	7	9	9	4	2	1	1	0	30	33	26	71	58	55
	介護保険事業所	1	4	1	0	1	3	0	0	0	3	10	7	15	23	21
	民生児童委員	0	0	4	0	0	0	0	0	1	1	3	3	3	3	14
	知人・隣人	0	1	3	7	0	0	0	0	0	3	8	10	13	12	19
	高齢者窓口職員	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	3	7	5
	行政機関	0	6	13	3	13	3	0	0	0	16	18	21	21	52	42
	医療機関	0	3	3	1	0	0	0	0	1	26	14	17	37	22	29
	警察	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1
	関係委員	1	1	3	3	0	0	0	0	0	73	99	85	90	109	107
	合計	19	54	65	43	23	15	6	1	5	380	395	344	619	597	598

※ 同一案件の相談・通報が複数機関からあった場合、各々計上。

相談内容

地域包括支援センター 相談内容	高齢者			東部			吉原中部			北部			鷹岡			吉原西部		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
成年後見制度	41	37	46	28	17	8	6	7	2	4	6	5	13	1	1	3	2	3
日常生活自立支援事業	1	0	8	0	2	0	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
消費者被害による相談	0	0	2	5	3	5	1	7	4	3	2	3	4	1	2	0	0	0
債務に関する相談	7	5	16	5	4	6	0	2	1	1	0	1	1	0	2	2	2	0
財産管理・生活全般相談	4	8	12	18	4	5	5	3	0	6	0	5	2	0	0	4	0	0
申し立て書類作成支援	1	2	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合 計	54	52	85	56	30	24	15	21	7	14	8	16	23	2	5	9	4	3

地域包括支援センター 相談内容	富士北部			富士南部			富士川			成年後見支援センター			合計		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
成年後見制度	4	16	11	33	14	8	5	0	2	262	279	195	399	379	281
日常生活自立支援事業	1	1	2	3	5	0	1	0	1	114	104	95	122	113	108
消費者被害による相談	0	4	6	1	3	2	0	1	1	1	7	4	15	28	29
債務に関する相談	7	9	11	0	0	5	0	0	1	10	5	17	33	27	60
財産管理・生活全般相談	11	9	13	0	1	3	0	0	0	40	37	101	90	62	139
申し立て書類作成支援	2	2	3	0	0	1	0	0	0	19	2	2	26	7	7
合 計	25	41	46	37	23	19	6	1	5	446	434	414	693	616	624

※ 一つの相談で相談内容が複数あった場合、各々計上しているため、相談数と相談内容数は一致しない。

ア 成年後見制度普及啓発

開 催 日 令和5年10月14日（土） 9：30～

会 場 富士市消防防災庁舎7階 大会議室

内 容 「市民向け成年後見制度の普及啓発」

講演「知っておきたい成年後見制度 ～あなたとあなたの大切な人のために～」

講 師 柿崎法律事務所 弁護士 柿崎 博昭 氏

参 加 者 30名

個別相談 2組（相談員：社会福祉士2名）

イ 市民後見推進事業

市民後見人候補者継続研修

令和5年7月10日（月）「高齢者が利用できる入所施設の種類と特徴について」

講師 富士市富士北部地域包括支援センター 秋山 奈都子 氏

令和5年11月6日（月）「年金制度の概要と仕組みについて」

講師 社労士オフィスろーど 社会保険労務士 大道 和哉 氏

令和6年1月19日（金）「相続について」

講師 杉山法律事務所 弁護士 杉山 隼 氏

3 介護支援事業

(1) 介護サービス適正化事業

① 介護保険給付費通知

介護サービス利用者に対し、利用状況をお知らせすることにより給付費の適正化を図る。

令和5年9月実施 9,263件（令和5年3月～5月利用分）

令和6年2月実施 9,474件（令和5年9月～11月利用分）

② 介護給付適正化セミナー

介護支援専門員を対象に適切なケアマネジメントの推進を図る。

ケアプランの点検のポイント

開催日 令和6年1月13日（土）

参加人数 71人

③ ケアプラン点検

ケアプラン点検により、「自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化を図る。

ケアプラン点検：面談による実施 10件

④ 地域密着型サービス事業者等指導監督

制度管理の適正化とよりよいケアの実現を目的として、市指定事業所又は市登録事業所に対して指導監督を行う。

○集団指導

令和5年度は、介護保険全サービス共通事項の動画に加え、次に掲げるサービス区分ごとに動画を作成し配信した。

サービス区分	対象事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
地域密着型通所介護	37
認知症対応型通所介護	10
小規模多機能型居宅介護	20
看護小規模多機能型居宅介護	5
認知症対応型共同生活介護	31
地域密着型特定施設入居者生活介護	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9
居宅介護支援	67
介護予防支援	9

○運営指導 72 事業所

(2) 家族介護者支援事業

① 生活支援型ショートステイ事業

基本的な生活又は日常生活を送ることが困難な高齢者等に対し、施設等に短期間入所することを通して生活指導及び支援を行うことにより、生活機能の低下を予防する。

入所期間 原則として4日以内とする。

利用料負担 1日480円（食費・滞在費別）送迎 片道あたり190円

実績 令和5年度 0名

(3) その他事業

① 介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員が、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する人の意見を聞き、それを事業者に伝えることにより利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図る。

派遣先事業所	特別養護老人ホーム	3事業所
	小規模特別養護老人ホーム	3事業所
	介護老人保健施設	1事業所
	認知症高齢者グループホーム	12事業所
	（うち小規模多機能型居宅介護併設事業所	3事業所）
	小規模多機能型居宅介護事業所	5事業所
	（うち認知症高齢者グループホーム	3事業所）
	特定施設入居者生活介護	3事業所

住宅型有料老人ホーム	4事業所	
サービス付き高齢者住宅	1事業所	計26事業所
派遣回数 月1～2回 延べ359回	介護サービス相談員派遣数	延べ662人

② 福祉用具・住宅改修支援事業

住宅改修理由書を作成した介護支援専門員等に作成手数料を支払い、適切な住宅改修の推進を図る。

手数料支払件数 15件

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要であるが親族等による申立ができない場合に、親族等に代わって市長が審判請求を行う。

また、成年被後見人等が後見人等の報酬を負担できない場合に、報酬費用を助成する。

実績 市長申立 15件

報酬助成 24件

4 成年後見支援センター運営協議会

富士市成年後見支援センターにおける事業の企画及び市民後見人の養成・活動の支援など、運営に関し必要な事項について協議することを目的として成年後見支援センター運営協議会を設置。

(1) 構成員数 6人 協議会2回開催

(内訳)

- ・ 静岡県弁護士会の代表者
- ・ 静岡県司法書士会の代表者
- ・ 静岡県社会福祉士会の代表者
- ・ 富士市民生委員児童委員協議会の代表者
- ・ 富士市介護保険事業者連絡協議会の代表者
- ・ 富士市障害者自立支援協議会の代表者

(2) 協議事項

第1回目

- ・ 令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について
- ・ 富士市社会福祉協議会による法人後見活動の状況について
- ・ 市民後見人養成研修について
- ・ 市長申立て案件の受任調整について
- ・ 他市町村の市民後見人養成研修修了者の富士市での活動について

第2回目

- ・ 令和5年度事業報告(1月末現在)・令和6年度事業計画(案)について
- ・ 法人後見・市民後見人(監督人)受任一覧について
- ・ 他市町村の市民後見人養成研修修了者の富士市での活動について
- ・ 事前調整会議の運用について

5 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの公正・中立性の確保及び円滑かつ適切な運営を図ることを目的として地域包括支援センター運営協議会を設置。

(1) 構成員数 10人 協議会3回開催

(内訳)

- ・ 介護保険の被保険者
- ・ 介護サービス又は介護予防サービスの利用者
- ・ 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者の代表者
- ・ 職能団体等の代表者
- ・ 地域包括ケアに関し知識経験を有する人
- ・ その他市長が必要と認める人

(2) 協議事項

第1回目

- ・ 令和4年度富士市地域包括支援センター事業報告及び令和5年度事業計画について
- ・ 令和5年度地域包括支援センター運営協議会開催計画について

第2回目

- ・ 地域包括支援センターの事業評価について
- ・ 重層的支援体制整備事業について
- ・ 富士市地域包括支援センター圏域比較

第3回目

- ・ 地域包括支援センターの事業評価について
- ・ 次期高齢者保健福祉計画に基づく地域包括支援センターの取組について

6 富士市在宅医療と介護の連携体制推進会議

市民が住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう、多職種協働による在宅医療・介護の支援体制を構築し、地域における包括的かつ切れ目のない継続的な在宅医療・介護を提供するため平成27年度に富士市在宅医療と介護の連携体制推進会議を設置。

(1) 構成員数 12人 会議2回開催

(内訳) 以下の団体から推薦された者

- ・ 一般社団法人 富士市医師会
- ・ 一般社団法人 富士市歯科医師会
- ・ 一般社団法人 富士市薬剤師会
- ・ 富士市介護保険事業者連絡協議会
- ・ 富士市介護支援専門員連絡協議会
- ・ 富士圏域訪問看護連絡会
- ・ 富士地域リハビリテーション広域支援センター
- ・ 富士市地域包括支援センター
- ・ 富士市立中央病院
- ・ 共立蒲原総合病院

(2) 協議事項

第1回目

- ・ 在宅医療・介護連携推進事業について
- ・ 令和4年度の事業報告と令和5年度事業取組
- ・ 国民健康保険と後期高齢者医療制度の医療費等の状況について

第2回目

- ・ 静岡県「人生の最終段階における医療・ケア普及啓発事業」
ACPノートの普及促進について
- ・ 富士市立中央病院における入退院支援の取組
- ・ 令和6年度普及啓発等の取組について
- ・ 各団体の取組について

(3) 医療・介護関係者の研修

多職種向け研修会

「ケアと思想と共感に基づく協働～コロナ禍を経た次の一歩を考えよう」

講師 1部【講演】

慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授／
認知症未来共創ハブ代表
堀田 聰子 氏

2部【グループワーク】

静岡大学 未来社会デザイン機構・
農学部創造科学技術大学院（兼任）教授
竹之内 裕文 氏

開催日 令和5年6月10日(土) 合計参加人数 64人

(4) 地域住民への普及啓発

市民向け講演会 「本当に知っていますか？自分のこと・大切な人のこと」

講師 終活ジャーナリスト／ライフ・ターミナル・ネットワーク代表
金子 稚子 氏

開催日 令和5年6月11日(日) 合計参加人数 61人

(5) 在宅医療・介護連携支援相談窓口

多職種連携のため、在宅医療・介護連携コーディネーターが医療・介護専門職からの相談を受ける。

相談件数 令和2年度 129件（延べ 129件）
令和3年度 222件（延べ 222件）
令和4年度 245件（延べ 245件）
令和5年度 238件（延べ 254件）

7 認知症施策推進検討会

認知症施策の推進のために多様な意見を聴取するとともに、関係者及び関係機関との連携強化を図り、認知症の人が尊厳を保ち家族とともに安心して暮らすことのできる地域づくりを進めることを目的として、富士市認知症施策推進検討会を設置。

(1) 構成員数 15人 検討会2回開催

(内訳) 以下の団体から推薦された者

- ・ 一般社団法人 富士市医師会
- ・ 一般社団法人 富士市歯科医師会
- ・ 一般社団法人 富士市薬剤師会
- ・ 鷹岡病院認知症疾患医療センター
- ・ 認知症初期集中支援チーム
- ・ 富士市介護保険事業者連絡協議会
- ・ 富士市介護支援専門員連絡協議会
- ・ 富士市民生委員児童委員協議会
- ・ 公益社団法人 認知症の人と家族の会 静岡県支部 「すぎなの会」
- ・ 富士市成年後見支援センター
- ・ 富士市地域包括支援センター
- ・ 共立蒲原総合病院 (認知症看護認定看護師)

(2) 協議事項

第1回目

- ・ 認知症初期集中支援チームの活動について
- ・ 令和4年度事業報告と令和5年度事業計画について
- ・ 富士市版チームオレンジについて
- ・ 若年性認知症の人と家族のつどいについて
- ・ 意見交換

第2回目

- ・ 認知症初期集中支援チームの活動について
- ・ 若年性認知症の取り組みについて
- ・ 認知症ケアパス概要版について
- ・ 若年性認知症ケアパスについて
- ・ 意見交換

8 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、介護保険では賅うことのできないちょっとした困りごとなどの多様な日常生活のニーズに対応するため、高齢者のニーズと地域資源のマッチング、新たな資源の創出等に取り組む生活支援コーディネーターを配置し、新たな資源の創出について住民主体の話し合いの場（協議体）を設置する。

(1) 生活支援コーディネーター

- ① 第1層コーディネーター（平成29年4月配置） 富士市社会福祉協議会に委託
第2層コーディネーター（平成29年4月配置） 市内8箇所の地域包括支援センターに委託
- ② コーディネーター連絡会2回開催

協議事項

第1回目

- ・ 第2層協議体の進捗状況について
- ・ 大淵地区お宝探し講座について

第2回目

- ・ 生活支援体制整備事業について
- ・ 大淵地区お宝探し講座について

(2) 住民主体の話し合いの場（協議体）

- ① 第1層住民主体の話し合いの場（協議体）（平成29年4月設置）

（内訳）以下の団体から推薦された者

- ・ 障害者自立支援協議会
- ・ 特定非営利活動法人ふれあい富士
- ・ 富士市介護保険事業者連絡協議会
- ・ 富士市民生委員児童委員協議会
- ・ 富士市地区福祉推進会
- ・ 富士市社会福祉協議会
- ・ 富士商工会議所
- ・ 静岡きょうだい会
- ・ 富士市町内会連合会
- ・ 第1層コーディネーター
- ・ 市（福祉総務課、障害福祉課、生活支援課、まちづくり課、住宅政策課、地域保健課、市民安全課、都市計画課、高齢者支援課）

（第1層住民主体の話し合いの場（協議体）会議1回開催）

協議事項

- ・ 富士市で始まっている支え合い活動の報告
- ・ 大淵地区におけるお宝探しの取組について

【第5 介護保険】

② 第2層住民主体の話し合いの場（協議体）の設置（順次小圏域に設置予定）

- ・ 地域の様々な活動が小学校単位で行われていることから、小学校区を基本とする市内26の小圏域単位で設置していく。
- ・ 令和5年度末時点で、14地区設置済

③ 第2層住民主体の話し合いの場（協議体）設置に向けた取り組み

- ・ 小圏域ごとの説明会、勉強会の開催

④ 第2層住民主体の話し合い（協議体）の開催

- ・ 7地区 31回開催

⑤ 大淵地区「お宝探し」取組

- ・ アドバイザーとの打ち合わせ 4回開催
- ・ 実施に向けた会議、研修 11回開催
- ・ 地域歩き（お宝取材）4日間
- ・ 地区「お宝探し講座」2回

(3) 生活支援体制整備事業普及啓発

- ・ 生活支援体制整備事業講演会（市民向け）
「地域の中の小さなつながり大発見」

講師：全国コミュニティライフサポートセンター 木村利浩 氏

開催日：令和6年3月15日（金） 参加人数 155人